

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道(地域別)最低賃金が次のとおり改正されました。

【最低賃金額】

時間額 **644円**

【効力発生年月日】

平成18年10月1日

●最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

■お問い合わせ先

北海道労働局

労働基準部賃金課

☎011-709-2311(内線3564)

稚内労働基準監督署

☎0162-23-3833

10月は労働保険 適用促進月間です！

労働保険は、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、政府が直接管理運営している強制的な保険です。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄の労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きをしてください。

■お問い合わせ先

稚内労働基準監督署

第2課 ☎0162-23-3833

稚内公共職業安定所

管理課 ☎0162-34-1120



幌延フォーラム2006

【日時】

10月23日(月)

18時15分～20時30分

【場所】

幌延町公民館2階 大ホール

【内容】

平成18年度調査研究計画及び地下施設建設の進捗状況説明

■特別講演



金田喜稔氏

(サッカー解説者)

・演題

「サッカーに懸ける夢は果てしなく」

■お問い合わせ先

日本原子力研究開発機構

(JAEA)

幌延深地層研究センター

☎5-2022

ごぞんじですか？ 検察審査会

検察審査会は、選挙権がある国民から選ばれた11人の検察審査員が、不起訴処分について審査するもので、刑事手続きに国民の良識を反映させより良い刑事司法を実現するためのものです。

審査の申し立てや相談には、一切費用がかかりません。お気軽にご相談ください。

■お問い合わせ先

稚内検察審査会 ☎0162-33-5289